

国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 （略）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）（抄）

第十七条の二中「油濁防止緊急措置手引書を」を「油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を」に、「油濁防止緊急措置手引書が第七条の二第二項」を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。）が第七条の二第二項（第九条の四第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」に、「油濁防止緊急措置手引書に」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等に」に改める。